

大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター心理教育相談室内規

令和2年4月1日制定

令和2年福祉健康科学研究科設置準備室内規第3号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター細則(令和2年福祉健康科学研究科設置準備室細則第4号)第6条第2項の規定により、心理、発達及び教育に関する相談及び研究を行い、地域社会に貢献するとともに、大分大学大学院福祉健康科学研究科(以下「研究科」という。)福祉健康科学専攻臨床心理学コース(以下「臨床心理学コース」という。)の教育・研究の進展に資することを目的として設置する、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター心理教育相談室(以下「相談室」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域社会における心理、発達及び教育に関する相談業務(以下「相談業務」という。)に関する事。
- (2) 臨床心理学コースにおける相談業務の実習に関する事。
- (3) 相談業務に係る調査・研究に関する事。
- (4) その他相談業務に関し必要な事項

(構成)

第3条 相談室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 相談室長
- (2) 副室長
- (3) 臨床相談員
- (4) 相談指導員
- (5) 相談専門員
- (6) 相談研修生
- (7) 特別研究員
- (8) 相談補佐員
- (9) その他相談室長が必要と認める者

(相談室長)

第4条 相談室長は、相談室の業務を掌理するとともに、相談研修生及び特別研究員の指導及び相談業務を行う。

- 2 相談室長は、臨床相談員のうちから、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター運営委員会の議を経て、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター長が指名する。
- 3 相談室長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合の補欠の相談室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

第5条 副室長は、相談室長の業務を補佐し、相談室長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副室長は、第3条第3号の臨床相談員のうちから、第12条の委員会において選出する。
- 3 副室長の任期は、相談室長の任期と同一の期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨床相談員)

第6条 臨床相談員は、相談研修生及び特別研究員の指導並びに相談業務を行う。

- 2 臨床相談員は、臨床心理学コースを担当する教員のうちから、公認心理師又は臨床心理士の資格を持つ者をもって充てる。

(相談指導員)

第7条 相談指導員は、相談研修生及び特別研究員の指導並びに相談業務を行う。

- 2 相談指導員は、臨床心理学コースを担当しない者であって、学内及び学外の公認心理師若しくは臨床心理士の有資格者又はそれと同等以上の専門的資質を有する者で第12条の委員会が認めたものとする。
- 3 他学部又は他研究科の教員及び学外者の相談指導員は、第12条の委員会の推薦に基づき、研究科長が指名又は委嘱する。
- 4 相談指導員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談専門員)

第8条 相談専門員は、相談室長の監督の下、相談業務を行う。

- 2 相談専門員は、公認心理師若しくは臨床心理士の有資格者又はそれと同等以上の専門的資質を有する者であって、委員会が認めたものとする。
- 3 相談専門員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談研修生)

第9条 相談研修生は、相談室長、副室長、臨床相談員及び相談指導員の指導の下、相談業務を行う。

- 2 相談研修生は、臨床心理学コースに所属する学生とする。

(特別研究員)

第10条 特別研究員は、相談室長、副室長、臨床相談員及び相談指導員の指導の下、相談業務を行う。

- 2 特別研究員は、臨床心理学コースを修了した者のうち、第12条の委員会が認めた者又は当該修了生以外の者のうち、委員会が適当と認めた者とする。

(相談補佐員)

第11条 相談補佐員は、第2条各号の業務を補佐し、相談室長、副室長、臨床相談員及び相談指導員の指導の下、相談業務を行う。

- 2 相談補佐員は、公認心理師若しくは臨床心理士の有資格者又はそれと同等以上の専門的資質を有する者であって、委員会が認めたものとする。

(委員会)

第12条 相談室の運営に関する事項を審議するため、相談室に大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター心理教育相談室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 相談室の事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。